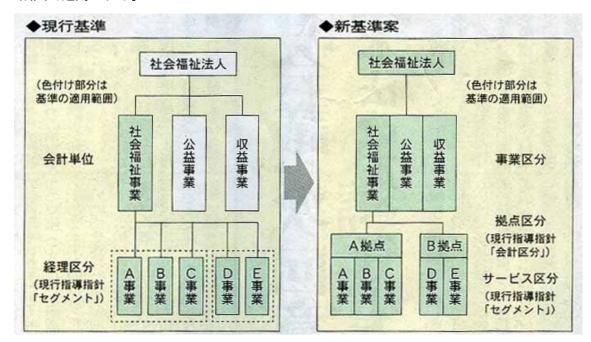
福祉新聞 2010 年 12 月 20 日 (月)

<社会福祉法人の新会計基準案示す>

厚労省 経営の透明化図る

2013 年度予算分から適用

厚生労働省は1日、社会福祉法人の新たな会計基準案を明らかにした。現在は特別養護老人ホームや老人保健施設、授産施設などでバラバラの会計基準を一元化するとともに、法人の事業ごとに処理していた決算書を法人全体でまとめるようにすることで、事務処理の簡素化や経営実態の透明化を進めるのが狙い。新会計基準は、2013年度予算からすべての法人で適用される。



新基準案は、厚労省が1日に福祉関係団体に呼び掛けて開いた説明会で明らかになった。 厚労省は2008年4月に委員会を設置し、日本公認会計士協会などと連携しながら新基準を 検討。2009年末に素案を示し、関係団体から意見を募集していた。

現行の社会福祉法人の会計処理は、特別養護老人ホーム経営などの「社会福祉事業」、 有料老人ホーム経営などの「公益事業」、駐車場貸し出しなどの「収益事業」ごとに決算書 を作成する。法人全体でまとめた決算書は必要なく、経営実態が見えにくいという指摘が あった。

また、実施する福祉事業により異なる会計ルールが併存していた。例えば、児童養護施設などは「社会福祉法人会計基準」、障害者の授産施設は「授産施設会計基準」、老健施設は「介護老健施設会計・経理準則」が適用される。特養ホームについては「社会福祉法人会計基準」と「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」のどちらも運用が可能だった。多分野の福祉施設を持つ法人にとって、事務処理が煩雑という問題もあった。

新基準案はこうした課題を解決するため、経営分析が可能で、外部への情報公開を意識した。法人が行う全事業で一括した決算書を作成するとともに、「社会福祉事業」、「公益事業」、「収益事業」の会計を一元化することが特徴で、実施分野の福祉事業で異なっていた会計ルールもすべて統一する。

具体的な会計処理は、社会福祉・公益・収益の3事業をまとめて「事業区分」とし、施設などで一体的に行う事業を「拠点区分」、拠点で実施する事業を「サービス区分」として分類する。

素案からの変更点は、資金収支計算書で、「投資活動による収支」を「施設整備等活動による収支」に変えたこと。また、法人本部が施設・事業所と別に設置されている場合は 一つの拠点として区分できるとしていたが、法人が自主的に拠点区分かサービス区分を 選べるようにした。

さらに保育所において、「地域子育て支援拠点事業」と「一次預かり事業」を同一の サービス区分としても良いとした。障害分野では、積立金の規定がなかったが、就労支援 事業を実施する際の工賃変動積立金と設備等整備積立金の取り扱いが明確化された。

厚労省は、すべての社会福祉法人を2013年度予算分から新基準に移行させる方針。ただ、 事務体制が整う法人については、2012年度分からの移行を認める。一定の法人が先行する ことで、他の法人にノウハウを伝えやすくするためだという。

なお、厚労省は現在、ホームページ上などで新基準案のパブリックコメントを募集している。1月14日締め切り。